

## 平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人八頭町社会福祉協議会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成30年12月19日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・ 前回指摘事項については、前向きに改善に取り組み、概ね改善が図られていた。

	文書指摘事項	是正・改善状況報告
1	<p>訪問入浴介護事業拠点区分から地域支援事業拠点区分への事業区分間貸付金(借入金)並びに通所介護事業拠点区分から地域支援事業拠点区分及び施設管理事業拠点区分への拠点区分間貸付金(借入金)が年度内に補てんされていなかった。</p> <p>については、施設報酬を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業等又は公益事業若しくは収益事業へ一時繰替使用することは差し支えないが、繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんしなければならないので留意すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 (老発第188号第2の3(4)、第3の1)</p>	<p>老発第188号第2の3(4)、第3の1の取扱いに基づいて、事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)については、留意し適切に処理を行う。</p>